

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

固定資産税の不均一課税に係る期間を変更するため。

別紙

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」</p> | <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」</p> |

という。)並びにその翌年度(以下「第2年度」という。)及び翌々年度(以下「第3年度」という。)に限り、下関市税条例(平成17年条例第88号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に掲げる税率とする。

表 略

という。)並びにその翌年度(以下「第2年度」という。)及び翌々年度(以下「第3年度」という。)に限り、下関市税条例(平成17年条例第88号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に掲げる税率とする。

表 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日以後この条例の施行の日前に地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の認定を受けた場合についても適用があるものとする。

下関市障害者体育施設の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市障害者体育施設の設置等に関する条例を廃止する条例

下関市障害者体育施設の設置等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

下関市障害者スポーツセンターを廃止するため。

別紙

下関市障害者体育施設の設置等に関する条例を廃止する条例

下関市障害者体育施設の設置等に関する条例（平成17年条例第165号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|----|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|---|---|------|--|---|-------|----|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|---|---|------|--|
| <p style="text-align: center;">（職員の数等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 満4歳以上の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 略</p> | 園児の区分 | 員数 | (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>30人</u> につき1人 | (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>20人</u> につき1人 | 略 | 略 | 備考 略 | | <p style="text-align: center;">（職員の数等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 満4歳以上の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 略</p> | 園児の区分 | 員数 | (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>25人</u> につき1人 | (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>15人</u> につき1人 | 略 | 略 | 備考 略 | |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>30人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>20人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>25人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>15人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準は、この条例による改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定
める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を
行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年
条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改
正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(職員配置)</p> <p>第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者（以下「職員」という。）を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(職員配置)</p> <p>第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上の教育及び保育に従事する者（以下「職員」という。）を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置く子どもに対する教育及び保育に従事する者の数の基準は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文
整備を行うため。

別紙

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (職員) 第35条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>20人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>30人</u> につき1人以上とする。ただし、1保育所につき2人を下ることはできない。 | (職員) 第35条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>15人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>25人</u> につき1人以上とする。ただし、1保育所につき2人を下ることはできない。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、保育所に置く保育士の数の基準は、この条例による改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> | <p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> |
| <p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同</p> | <p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同</p> |

| | |
|---|---|
| <p>じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> | <p>じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> |
| <p>(職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> | <p>(職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> |
| <p>(職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> | <p>(職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例の一部を改正
する条例

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市豊浦地域ケアセンターに設置する老人保健施設の使用料を改定する
ため。

別紙

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (使用料) 第7条 略 2 略 3 前項の規定により算定されるもののほか、老人保健施設に係る事業の提供を受ける者に係る居住費及び滞在費並びに食費（第9条において「居住費等」という。）の額については、居住費及び滞在費にあつては1日につき <u>1,668円</u> 、食費にあつては1日につき1,445円を限度として市長が定める。 4・5 略 | (使用料) 第7条 略 2 略 3 前項の規定により算定されるもののほか、老人保健施設に係る事業の提供を受ける者に係る居住費及び滞在費並びに食費（第9条において「居住費等」という。）の額については、居住費及び滞在費にあつては1日につき <u>1,728円</u> 、食費にあつては1日につき1,445円を限度として市長が定める。 4・5 略 |

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立吉見小学校及び下関市立吉母小学校を廃止し、新たに下関市立吉見小学校を設置するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------|-----------------------------|-------------|----|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| <u>下関市立吉母 小学校</u> | <u>下関市大字吉母字塩谷 287番地</u> | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市生涯学習プラザに新たに設置した附属設備の使用料を定め、施設及び附属設備に係る使用料の改定等を行い、指定管理者に利用料金をその収入として收受させることができるようにし、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、公用又は公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、<u>第9条第1項の使用料及び駐車料金（以下「使用料等」という。）</u>を減免することができる。</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、公用又は公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、<u>第9条第1項及び前条の使用料</u>を減免することができる。</p> |
| <p>(<u>使用料等の不還付</u>)</p> <p>第12条 既納の<u>使用料等</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> | <p>(<u>使用料の不還付</u>)</p> <p>第12条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> |
| | <p>(<u>利用料金の収受</u>)</p> <p><u>第22条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にプラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認をした利用料金の額について告示するものとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額をプラザの見やすい場所に掲示しておかなければならない。</u></p> <p><u>4 利用料金の減免及び還付については、</u></p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「第9条第1項及び前条の使用料」とあり、及び第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p> |
| 第22条 略 | 第23条 略 |

別表第1 (4) その他諸室使用料の表 パソコンルームの項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 視聴覚室1 | 1,350 | 930 | 930 | 1,150 | 1,150 | 5,510 |
|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|

別表第1 (4) その他諸室使用料の表 視聴覚室の項中「視聴覚室」を「視聴覚室2」に改める。

別表第2 (2) 舞台設備の表 紗幕^{しや}の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|---------|------|-------|---|---|---|
| ジョーゼット幕 | 一式/回 | 1,150 | — | — | — |
|---------|------|-------|---|---|---|

別表第2 (3) 音響設備の表 プロジェクター装置の項 小ホールの欄中「—」を「5,230」に改める。

別表第2 (4) その他設備の表 印刷機（モノクロ）の項中「210」を「420」に改める。

別表第2備考に次のように加える。

6 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第22条の規定による利用料金の額の承認及び告示並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 新条例別表第1及び別表第2に掲げる施設及び附属設備の施行日以後の使用に係る許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

できる。

(経過措置)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市水道法施行条例の一部を改正する条例

下関市水道法施行条例（平成24年条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専</p> | <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専</p> |

門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号並びに次条第1号、第2号及び第4号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第

る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学の課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者については1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第

4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。以下同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれ

関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、
同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。以下同じ。）にあっては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

らに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

| | |
|---|--|
| <p>(6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> | <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の下関市水道法施行条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市水道事業の計画給水人口及び計画 1 日最大給水量を変更するため。

別紙

下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|-----------------|----------|-----------------|-----------------------------|-----------------|----------|-----------------|----------------------------|
| 別表第1（第4条関係） | | | | 別表第1（第4条関係） | | | |
| 事業名 | 給水 区域 | 計画給水 人口 | 計画1日 最大給水 量 | 事業名 | 給水 区域 | 計画給水 人口 | 計画1日 最大給水 量 |
| 下関市 水道事 業 | 略 | <u>258,000人</u> | <u>107,200m³</u> | 下関市 水道事 業 | 略 | <u>236,800人</u> | <u>96,700m³</u> |
| 略 | 略 | | 略 | 略 | 略 | | 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

字の区域の変更及び廃止について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更し、及び廃止する。

なお、この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊田町調査区域（下関市豊田町大字殿敷の一部）の実施に伴い、字の区域を変更し、及び廃止するため。

別表

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|---------------|-----|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊田町大 字殿敷 | 大 黒 | 豊田町大 字殿敷 | 石 原 | 1 0 番 1 | 山 林 |
| 〃 | 神 田 | 〃 | 台 | 1 3 7 番 1 | 田 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 3 7 番 3 | 〃 |
| 〃 | 川 堀 | 〃 | 穴 田 | 2 9 7 番 1 | 〃 |
| 〃 | 台 | 〃 | 神 田 | 1 0 0 2 0 番 7 | 山 林 |
| 〃 | 芳 ケ 浴 | 〃 | 大 浴 | 1 0 0 3 7 番 | 〃 |
| 〃 | 大 浴 | 〃 | 神 田 | 1 0 0 4 1 番 | 〃 |
| 〃 | 芳 ケ 浴 | 〃 | 〃 | 1 0 0 4 4 番 | 〃 |
| 〃 | 台 | 〃 | 〃 | 1 0 0 4 5 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 4 6 番 1 | 〃 |
| 〃 | 柳 町 | 〃 | 〃 | 1 0 0 4 9 番 | 〃 |
| 〃 | 芳 ケ 浴 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 0 番 | 〃 |
| 〃 | 台 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 2 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 3 番 | 〃 |
| 〃 | 登 り 尾 | 〃 | 登 尾 | 1 0 0 5 7 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 8 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 9 番 | 〃 |
| 〃 | 大 浴 | 〃 | 八 ツ 畑 | 1 0 0 6 1 番 | 〃 |
| 〃 | 小 の 口 | 〃 | 〃 | 1 0 0 6 9 番 | 〃 |
| 〃 | 八 ツ 畑 | 〃 | 台 の 田 | 1 0 0 7 2 番 | 〃 |
| 〃 | 芳 ケ 浴 | 〃 | 〃 | 1 0 0 7 3 番 | 〃 |
| 〃 | 大 浴 | 〃 | 芳 ケ 浴 | 1 0 0 7 5 番 | 〃 |
| 〃 | 芳 ケ 浴 | 〃 | 田 取 畑 | 1 0 0 8 1 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 8 2 番 1 | 〃 |
| 〃 | 八 ツ 畑 | 〃 | 〃 | 1 0 0 8 8 番 | 〃 |
| 〃 | 叶 松 | 〃 | 〃 | 1 0 0 9 2 番 | 〃 |

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|---------------|-------|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊田町大 字殿敷 | 台 山 | 豊田町大 字殿敷 | 川 堀 | 1 0 1 0 1 番 | 山 林 |
| 〃 | 叶 松 | 〃 | 〃 | 1 0 1 0 2 番 | 〃 |
| 〃 | 堤 迫 | 〃 | 〃 | 1 0 1 0 3 番 3 | 〃 |
| 〃 | 田 取 畑 | 〃 | 芳 ケ 浴 | 1 0 1 0 7 番 1 | 〃 |
| 〃 | 神 田 | 〃 | 穴 田 | 1 0 1 0 9 番 | 〃 |
| 〃 | 叶 松 | 〃 | 〃 | 1 0 1 1 3 番 | 〃 |
| 〃 | 長 瀬 | 〃 | 畦 ぶ 田 | 1 0 1 2 1 番 | 〃 |
| 〃 | 八 ツ 畑 | 〃 | 叶 松 | 1 0 1 3 0 番 | 〃 |
| 〃 | 小 の 口 | 〃 | 堤 迫 | 1 0 1 4 4 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 4 5 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 4 5 番 3 | 〃 |
| 〃 | 田 取 畑 | 〃 | 〃 | 1 0 1 4 8 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 4 9 番 | 〃 |
| 〃 | 長 瀬 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 1 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 2 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 3 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 4 番 1 | 〃 |
| 〃 | 諏 山 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 5 番 1 | 公衆用道路 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 5 番 2 | 〃 |
| 〃 | 八 ツ 畑 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 8 番 | 山 林 |
| 〃 | 柳 町 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 9 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 6 0 番 | 〃 |
| 〃 | 立 石 | 〃 | 諏 山 | 1 0 1 7 3 番 | 〃 |
| 〃 | 小 の 口 | 〃 | 〃 | 1 0 1 7 5 番 1 | 〃 |
| 〃 | 立 石 | 〃 | 〃 | 1 0 1 7 5 番 2 | 畑 |
| 〃 | 長 瀬 | 〃 | 〃 | 1 0 1 7 8 番 1 | 山 林 |
| 〃 | 立 石 | 〃 | 河 中 台 | 1 0 1 8 0 番 | 〃 |

| 処 分 後 | | | 処 分 前 | | | |
|-------------|-------|---|-------------|-------|---------------|-------|
| 大字名 | 字 名 | | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊田町大 字殿敷 | 大 | 黒 | 豊田町大 字殿敷 | 諏 山 | 1 0 1 8 3 番 | 山 林 |
| 〃 | 田 取 | 畑 | 〃 | 河 内 | 1 0 1 8 5 番 | 〃 |
| 〃 | 立 | 石 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 5 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 6 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 6 番 1 | 〃 |
| 〃 | 諏 | 山 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 7 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 7 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 7 番 3 | 公衆用道路 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 8 番 1 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 8 8 番 2 | 公衆用道路 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 9 2 番 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 9 3 番 | 〃 |
| 〃 | 台 | 〃 | 〃 | 柳 町 | 1 0 1 9 5 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 0 8 番 | 〃 |
| 〃 | 長 | 瀬 | 〃 | 台 山 | 1 0 2 0 9 番 | 〃 |
| 〃 | 台 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 1 0 番 | 〃 |
| 〃 | 叶 | 松 | 〃 | 力 石 | 1 0 4 0 6 番 1 | 〃 |
| 〃 | 畦 ぶ 田 | 〃 | 〃 | 畦 ぶ た | 1 1 3 6 2 番 | 〃 |

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

字の区域の変更及び廃止について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更し、及び廃止する。

なお、この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊北町調査区域（下関市豊北町大字北宇賀の一部）の実施に伴い、字の区域を変更し、及び廃止するため。

別表

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|---------------|-------|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊北町大 字北宇賀 | 上 り 立 | 豊北町大 字北宇賀 | 源 内 | 6 3 7 番 | 公衆用道路 |
| 〃 | 芋 峠 | 〃 | 中 岡 | 6 9 2 番 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 4 番 | ため池 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 5 番 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 7 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 7 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 8 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 9 9 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 井 手 ケ 奥 | 7 0 0 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 7 0 1 番 | 〃 |
| 〃 | 井 手 ケ 奥 | 〃 | 長 葉 山 | 7 0 9 番 | 原 野 |
| 〃 | 芋 峠 | 〃 | 森 ノ 口 | 1 0 0 2 5 番 | 山 林 |
| 〃 | 中 | 〃 | 堀 田 | 1 0 0 2 6 番 1 | 〃 |
| 〃 | 芋 峠 | 〃 | 〃 | 1 0 0 2 6 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 長 葉 山 | 1 0 0 2 7 番 2 | 〃 |
| 〃 | 長 葉 山 | 〃 | 馬 ノ 瀬 | 1 0 0 2 9 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 2 9 番 2 | 〃 |
| 〃 | 芋 峠 | 〃 | よ ご し 松 | 1 0 0 3 0 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 大 亀 | 1 0 0 3 3 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 小 浴 | 1 0 0 3 4 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 3 4 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 3 4 番 4 | 〃 |
| 〃 | 三 百 田 | 〃 | 淵 ノ 上 | 1 0 0 5 5 番 1 | 〃 |
| 〃 | 源 内 | 〃 | 〃 | 1 0 0 5 5 番 2 | 公衆用道路 |
| 〃 | 三 百 田 | 〃 | 長 田 | 1 0 0 5 6 番 | 山 林 |
| 〃 | 岩 ケ 峠 | 〃 | 三 百 田 | 1 0 0 6 0 番 2 | 公衆用道路 |

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|---------------------------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊北町大 字北宇賀 | 三 百 田 | 豊北町大 字北宇賀 | 岩 ケ 峠 | 1 0 0 6 1 番 1 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 6 1 番 2 | 〃 |
| 〃 | 岩 ケ 峠 | 〃 | 芋 畑 | 1 0 0 6 4 番 2 | 公衆用道路 |
| 処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。 | | | | | |

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

大型し尿等運搬車を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 橋 本 秀 樹
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 河 崎 耕 次
- 2 目 的 物 大型し尿等運搬車 1 台
- 3 取 得 価 格 2 9, 1 5 0, 0 0 0 円

提案理由

大型し尿等運搬車を取得するため。

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 5 年 1 1 月 2 日及び同月 7 日のそれぞれ午前 1 0 時から午後 3 時までの間に、下関市古屋町一丁目 1 8 番 1 号の下関市リサイクルプラザ管理棟の屋上において、本市職員が手すりのさび落としの作業を行った際、工具により研磨したことによって発生した鉄粉が飛散し、これが相手方駐車場に駐車中の相手方車両に付着し、相手方車両にさびが生じたもの。

2 損害賠償の相手方

下関市古屋町一丁目 1 9 番 7 号

株式会社ホンダ自販山口

代表取締役 田 上 喜 美

3 損害賠償の額

3, 9 1 9, 3 0 0 円

提案理由

損害賠償の額を定めるため。

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和 6 年 1 2 月 2 日から山口県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、協議するため。

別紙

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令平18市町第1192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 呉市中央一丁目 6 番 9 号
株式会社ムロオ
代表取締役 山 下 健 児
- 2 目 的 物 下関市長州出島 1 0 番 1 0 ほか 2 筆
土地 1 7, 4 5 7 平方メートル (内 訳 別 表 の と お り。)
- 3 予 定 価 格 4 6 1, 4 4 3, 6 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長州出島の市有地を売却するため。

別表

| 所在 | 地番 | 面積 (m ²) |
|---------|-----------|----------------------|
| 下関市長州出島 | 1 0 番 1 0 | 5, 8 1 2 |
| 〃 | 1 0 番 1 1 | 5, 8 0 9 |
| 〃 | 1 0 番 1 2 | 5, 8 3 6 |
| 合計 | | 1 7, 4 5 7 |

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

救急業務の高度化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 高規格救急自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 3 7, 6 7 5, 0 0 0 円

提案理由

高規格救急自動車を取得するため。

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 1 7 2, 5 3 0, 9 4 9 円」を

「4 契 約 金 額 3, 4 6 9, 5 3 0, 9 4 9 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

